

第92回定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2016年6月29日（水曜日）
午前10時

■ 場所

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号

■ 書面およびインターネット等による議決権 行使期限

2016年6月28日（火曜日）
午後5時まで

■ 議案

- 第1号議案 取締役13名選任の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬
等の額及び内容決定の件

目次

株主の皆様へ	1
株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
添付書類	
事業報告	27
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告	52

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第92回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
当期の業績は、下記連結業績ハイライトに記載のとおりであり、期末配当は、1株につき5円と決定させていただきました。当中間期の中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様、1株につき10円となります。
今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2016年6月



代表取締役社長 矢嶋 進

[連結業績ハイライト]

	当期	前期比
売上高	14,336億円	6.4%増
営業利益	737億円	57.8%増
経常利益	624億円	17.7%増
親会社株主に帰属する当期純利益	153億円	12.0%減

株主各位

東京都中央区銀座四丁目7番5号
王子ホールディングス株式会社
代表取締役社長 矢嶋 進

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、25頁から26頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2016年6月28日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2016年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区銀座四丁目7番5号 当社本社本館ビル (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第92期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第92期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役13名選任の件 第2号議案 会計監査人選任の件 第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 議決権の行使 に関する事項

1. 各議案に賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
2. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
3. 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面（委任状等）を当社にご提出ください。

以 上

- ~~~~~
1. 下記の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ・ 事業報告における「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類における「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類における「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、上記ホームページ掲載書類は、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主でない代理人および同伴の方等、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。
 4. 当日は節電のため、株主総会会場内の空調・照明の調整を行う可能性があります。また、当社の役員および係員の服装につきましては、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
 5. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ホームページ

<http://www.ojiholdings.co.jp>

第1号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、下記候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の担当は、43頁に記載のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位
1	進藤 清貴	再任	代表取締役会長 会長グループ経営委員
2	矢嶋 進	再任	代表取締役社長 社長グループ経営委員
3	渡り 良司	再任	代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
4	渚上 一雄	再任	代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
5	島村 元明	再任	取締役 専務グループ経営委員
6	青山 秀彦	再任	取締役 専務グループ経営委員
7	小関 良樹	再任	取締役 常務グループ経営委員
8	加来 正年	再任	取締役 常務グループ経営委員
9	木坂 隆一	再任	取締役 常務グループ経営委員
10	鎌田 和彦	再任	取締役 常務グループ経営委員
11	磯野 裕之	再任	取締役 常務グループ経営委員
12	奈良 道博	再任 社外取締役 独立役員	取締役
13	寺坂 信昭	再任 社外取締役 独立役員	取締役

<ご参考> 当社の取締役の指名方針および社外役員の独立性基準は、インターネットの当社ホームページ「コーポレートガバナンスに関する基本方針」 (<http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>) に掲載しております。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

1

しんどう きよたか
進藤 清貴
(1952年3月27日生)



所有する
当社の株式の数 62,000株

取締役在任年数
(本総会終結時) 7年

取締役会
出席状況 14回/14回
(100%)

1975年4月 当社入社
2007年4月 当社執行役員
2009年6月 当社取締役 常務執行役員
2012年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2012年10月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員
2015年1月 当社代表取締役会長 会長グループ経営委員
現在に至る。

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、エンジニアリングや海外事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

2012年からは代表取締役社長・グループCEO、2015年からは代表取締役会長・グループ共同CEOとして、事業構造転換の完遂を推進するなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

▶進藤清貴氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

2

やしま すすむ
矢嶋 進
(1951年5月11日生)



所有する 当社の株式の数	99,200株
-----------------	---------

取締役在任年数 (本総会終結時)	7年
---------------------	----

取締役会 出席状況	14回／14回 (100%)
--------------	-------------------

1975年 4月 旧本州製紙株式会社入社
 2006年 6月 当社執行役員
 2009年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2012年 4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員
 2012年10月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
 2015年 1月 当社代表取締役社長 社長グループ経営委員
 現在に至る。

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、企画や資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

2015年からは代表取締役社長・グループ共同CEOとして、新たな中期経営計画・経営方針の策定を主導するなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。

▶その他特記事項

▶矢嶋進氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号 **再任**

3

わたり 渡 良司
りょうじ
(1953年2月2日生)



所有する 当社の株式の数	68,830株
取締役在任年数 (本総会最終時)	4年
取締役会 出席状況	14回/14回 (100%)

1975年4月 当社入社
 2007年4月 当社執行役員
 2011年4月 当社常務執行役員
 2012年6月 当社取締役 常務執行役員
 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員
 2013年6月 当社取締役 専務グループ経営委員
 2015年4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長
- ・王子ネピア株式会社代表取締役会長
- ・王子コンテナ株式会社取締役
- ・王子マテリア株式会社取締役
- ・森紙業株式会社取締役

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や生活産業資材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在は代表取締役副社長、産業資材兼生活消費財カンパニープレジデントとして、グループの総合力を活用した段ボール加工などのパッケージング事業の強化や海外紙おむつ事業の拡大に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

- ▶渡良司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

4

ふちがみ かず お
渕上一雄

(1951年7月22日生)



所有する 当社の株式の数	65,436株
取締役在任年数 (本総会終結時)	4年
取締役会 出席状況	14回/14回 (100%)

1974年 4月 旧本州製紙株式会社入社
 2008年 4月 当社執行役員
 2011年 4月 当社常務執行役員
 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員
 2013年 6月 当社取締役 専務グループ経営委員
 2015年 4月 当社代表取締役副社長 副社長グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長
- ・王子エフテックス株式会社取締役
- ・王子イメージングメディア株式会社取締役

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や機能材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在は代表取締役副社長、機能材カンパニープレジデントとして、海外機能材事業の強化や新素材の早期事業化に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。

▶その他特記事項

- ▶渕上一雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

		略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
候補者番号	再任	
5		
しまむら げんめい 島村 元明 (1953年1月1日生)		
		
所有する 当社の株式の数	57,048株	1975年 4月 旧日本パルプ工業株式会社入社 2008年 4月 当社執行役員 2011年 4月 当社常務執行役員 2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員 2015年 4月 当社取締役 専務グループ経営委員 現在に至る。
取締役在任年数 (本総会終結時)	4年	▶重要な兼職の状況 ・王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長
取締役会 出席状況	14回／14回 (100%)	▶取締役候補者とした理由 当社およびグループ会社で、資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。 現在はコーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長として、当社グループのガバナンスや財務基盤の強化に努めるなど、当社の経営を担っております。 これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。
		▶その他特記事項 ▶島村元明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

6

あおやま ひでひこ
青山 秀彦

(1954年1月23日生)



所有する 当社の株式の数	29,596株
取締役在任年数 (本総会最終時)	3年
取締役会 出席状況	14回/14回 (100%)

1976年 4月 旧神崎製紙株式会社入社
 2008年 4月 当社執行役員
 2012年 4月 当社常務執行役員
 2012年10月 当社常務グループ経営委員
 2013年 6月 当社取締役 常務グループ経営委員
 2015年 4月 当社取締役 専務グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

・王子製紙株式会社代表取締役社長

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、印刷情報メディア事業や物流部門などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在は印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長として、生産体制の効率化やキャッシュフローの増大に努めるなど、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

▶青山秀彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 **再 任** **略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況**

候補者番号

7

こせき よしき
小関 良樹

(1954年8月8日生)



所有する
当社の株式の数 23,000株

取締役在任年数
(本総会終結時) 4年

取締役会
出席状況 14回/14回
(100%)

1977年 4月 旧本州製紙株式会社入社
2010年 4月 当社執行役員
2012年 4月 当社常務執行役員
2012年 6月 当社取締役 常務執行役員
2012年10月 当社取締役 常務グループ経営委員
現在に至る。

▶ **重要な兼職の状況**

・王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長

▶ **取締役候補者とした理由**

当社およびグループ会社で、エンジニアリングや生活産業資材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在はイノベーション推進本部分掌役員、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長として、当社グループの新素材・新製品の開発の促進や技術力向上に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。

▶ **その他特記事項**

▶ 小関良樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

8

か く ま さ と し
加来 正年

(1956年1月2日生)



所有する 当社の株式の数	18,620株
取締役在任年数 (本総会最終時)	3年
取締役会 出席状況	14回/14回 (100%)

1978年 4月 旧日本パルプ工業株式会社入社
 2011年 4月 当社執行役員
 2012年 4月 当社常務執行役員
 2012年10月 当社常務グループ経営委員
 2013年 6月 当社取締役 常務グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役
- ・王子エフテックス株式会社代表取締役社長
- ・シノムラ化学工業株式会社代表取締役社長

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、エンジニアリングや機能材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在は機能材カンパニーバイスプレジデント、王子エフテックス株式会社代表取締役社長として高機能フィルムをはじめとする高機能・高付加価値製品の継続的開発・事業化に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

- ▶加来正年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

9

き さ か り ゆ う い ち
木坂 隆一
(1956年5月21日生)



所有する 当社の株式の数	11,980株
取締役在任年数 (本総会終結時)	1年
取締役会 出席状況	10回/10回 (100%)

- 1982年 4月 旧神崎製紙株式会社入社
 2010年 4月 当社イメージングメディア事業本部副本部長兼イメージングメディア営業部長
 2012年10月 王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長
 現在に至る。
 2013年 6月 当社グループ経営委員
 2015年 6月 当社取締役 常務グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役
- ・王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長
- ・Oji Paper (Thailand) Ltd.取締役

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、研究開発や機能材事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。
 現在は機能材カンパニーバイスプレジデント、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長として、感熱紙事業の世界展開強化に努めるなど、当社の経営を担っております。
 これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

- ▶木坂隆一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ▶木坂隆一氏の取締役会出席状況は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

10

かま だ かず ひ こ
鎌田 和彦

(1960年2月7日生)



所有する 当社の株式の数	3,000株
取締役在任年数 (本総会最終時)	1年
取締役会 出席状況	10回/10回 (100%)

- 2013年 5月 王子マネジメントオフィス株式会社入社
 2013年 6月 王子木材緑化株式会社経営戦略室長兼国際部主席調査役
 2014年 4月 同社代表取締役社長
 2015年 1月 当社グループ経営委員
 2015年 6月 当社取締役 常務グループ経営委員
 現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・王子グリーンリソース株式会社取締役
- ・王子木材緑化株式会社取締役
- ・Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長

▶取締役候補者とした理由

総合商社や当社およびグループ会社で、海外事業や資源環境ビジネス事業などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在は資源環境ビジネスカンパニープレジデントとして、木材・パルプ事業の強化やバイオマス発電などのエネルギー事業の拡大に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

- ▶鎌田和彦氏は、O&Cファイバートレーディング株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と資金の貸付などの取引関係があります。
- ▶鎌田和彦氏の取締役会出席状況は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

再任

11

いそ の ひろゆき
磯野 裕之
(1960年5月20日生)



所有する 当社の株式の数	11,472株
取締役在任年数 (本総会最終時)	1年
取締役会 出席状況	10回/10回 (100%)

1984年 4月 当社入社
2009年 9月 当社経営企画本部海外事業企画部長兼中国事業本部上席主幹
2012年10月 王子マネジメントオフィス株式会社取締役
2014年 4月 当社グループ経営委員
2015年 6月 当社取締役 常務グループ経営委員
現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役
- ・江蘇王子製紙有限公司董事
- ・Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長

▶取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社で、海外事業や企画などの分野に豊富な経験と実績を有しております。

現在はコーポレートガバナンス本部副本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.取締役会長として、海外事業の拡大に努めるなど、当社の経営を担っております。

これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

▶その他特記事項

- ▶磯野裕之氏は、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.の取締役会長であり、当社は同社と資金の貸付の取引関係があります。
- ▶磯野裕之氏の取締役会出席状況は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

候補者番号

12

再任
社外取締役
独立役員ならみちひろ
奈良道博

(1946年5月17日生)



所有する 当社の株式の数	0株
取締役在任年数 (本総会終結時)	2年
取締役会 出席状況	13回/14回 (92.9%)

1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

▶重要な兼職の状況

- ・ 弁護士
- ・ セイコーエプソン株式会社社外監査役
- ・ 蝶理株式会社社外監査役
- ・ 日本特殊塗料株式会社社外取締役

▶社外取締役候補者とした理由

弁護士として、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者としたしました。

なお、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

▶その他特記事項

- ▶奈良道博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ▶奈良道博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ▶当社は、奈良道博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ▶当社は、奈良道博氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。
- ▶奈良道博氏が日本特殊塗料株式会社において社外取締役として在任中の2015年8月、同社元従業員による会社資金の不正取得事案が発生しました。同氏はこの事実を認識しておりませんが、日ごろから内部統制の強化に関し提言を行い、発覚後も法令遵守の徹底および管理体制の強化等再発防止にかかる提言を行っております。

候補者番号 13 再任 社外取締役 独立役員

13
てらさかのぶあき
寺坂 信昭
(1953年4月9日生)



所有する 当社の株式の数	0株
取締役在任年数 (本総会終結時)	1年
取締役会 出席状況	10回/10回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1976年 4月 通商産業省入省
2009年 7月 原子力安全・保安院院長
2011年 8月 退官
2015年 6月 当社取締役
現在に至る。

▶社外取締役候補者とした理由

行政官として、特に資源・エネルギー分野や貿易・通商などの分野を中心に、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、経営と独立した立場で、ご意見を表明していただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

▶その他特記事項

- ▶寺坂信昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ▶寺坂信昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ▶当社は、寺坂信昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ▶当社は、寺坂信昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。
- ▶寺坂信昭氏の取締役会出席状況は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしますので、監査役会の決議に基づき、後任としてPwCあらた監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会がPwCあらた監査法人を候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、独立性および監査品質等を総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

PwCあらた監査法人の主たる事務所および沿革等は次のとおりであります。

名 称	PwCあらた監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル	
	その他の事務所	名古屋事務所、大阪事務所、福岡連絡事務所	
沿 革	2006年6月	設立	
	2006年7月	業務開始	
概 要	出資金	1,000百万円 (2016年4月1日現在)	
	構成人員	代表社員・社員	121名
		公認会計士	801名
		公認会計士試験合格者等	434名
		監査補助職員	700名
		その他の事務職員等	383名
		合計	2,439名 (2016年3月31日現在)
	被監査会社数	931社 (2015年6月30日現在)	

(注) PwCあらた監査法人は、金融庁への登録申請その他の手続が完了することを条件に、2016年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」に変更する予定です。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」として割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額9億円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、今般、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめることとし、これに伴い、取締役の報酬等の額を2億円減額し、年額7億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）となります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」により構成されておりますが、本議案は、「株式報酬型ストック・オプション」の新規付与を取りやめ、新たに、取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより高めることを目的としており、本制度の導入は相当であると考えております。

具体的には、第3号議案でお諮りします取締役の報酬等（「基本報酬」および「賞与」）の限度額（年額7億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）。ただし、使用人給与分は含まない。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は11名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、業績・財務指標等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金6億円を上限とする金員を、2017年3月末で終了する事業年度から2019年3月末で終了する事業年度までの3年間に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金員は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額をあわせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決議により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下同じ。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金6億円を上限とする金員を本信託に追加拠出します（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（既に取締役に付与されたポイント数に相当する数の当社株式を除く。）または金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金6億円から、かかる残存株式相当額および残存金額を控除した額とする。）。

また、この場合には、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与および下記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の毎年5月末および退任の日に、下記算定式に基づき、役位および業績・財務指標等に応じて算定される数のポイントを付与します。
<算定式>

在任中の月毎の役位別基礎ポイント（*1）×業績連動支給率（*2）

（*1）役位別基礎ポイントは、役位ごとに別途取締役会決議にて基本報酬額および本信託の保有する当社株式1株当たり帳簿価格をもとに定めます。

（*2）業績連動支給率は、前事業年度の業績・財務指標等（退任の日に付与するポイントについては、原則として直前に公表した予想業績・財務指標等）に応じて定めます。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり570,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行う。）を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) 信託終了時の取扱い

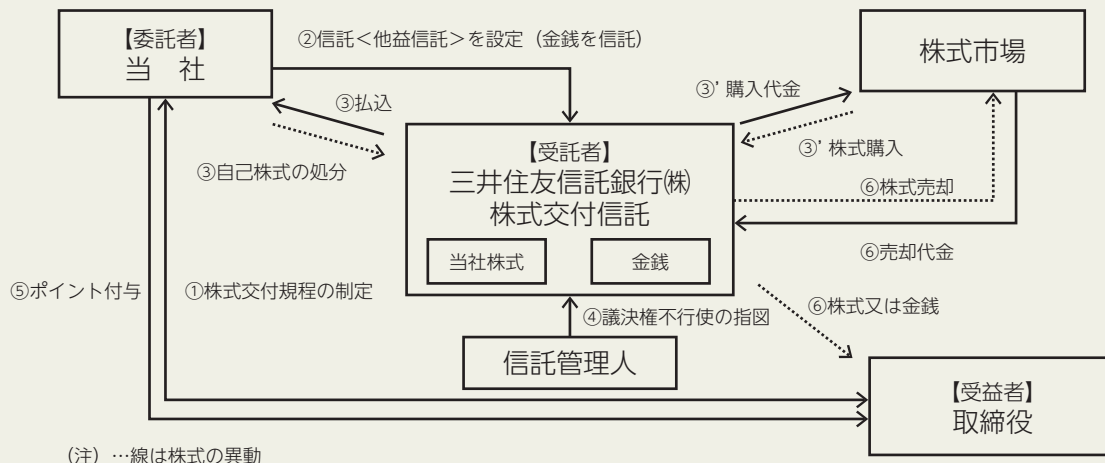
信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会の決議により消却することを予定しております。信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

(7) その他の本制度の内容等

本制度に関するその他の内容および詳細については、本議案の範囲内で、取締役会において定めることといたします。

<ご参考>

本制度の概要



- ①当社の取締役会は取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式交付規程を制定します。
- ②当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（株式市場から取得する方法または自己株式の処分による方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与します。
- ⑥株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与済みポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託の概要

- ①名称：役員向け株式交付信託
- ②委託者：当社
- ③受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社および当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦信託契約の締結日：2016年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日：2016年8月（予定）
- ⑨信託の期間：2016年8月（予定）～2019年8月（予定）

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使方法

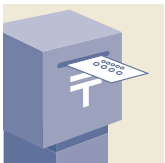
株主総会にご出席いただける方



株主総会当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▷ **株主総会日時**：2016年6月29日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない方



1 書面にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご投函ください。

※各議案に賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

▷ **行使期限**：2016年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで



2 インターネットにて議決権を行使いただく場合

26頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を以下の行使期限までにご入力ください。

▷ **行使期限**：2016年6月28日（火曜日）午後5時入力分まで

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

●インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんので、ご了承ください。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

●パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
2. パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。

パソコンの操作方法等に関するお問合せ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 0120(652)031（受付時間 9：00～21：00）

ご登録住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 0120(782)031（受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期における当社グループを取り巻く経済環境は、国内においては、円安や原油安、インバウンド消費等を背景に企業収益は総じて回復基調にありましたが、年明けから急激な円高と株価下落により足許では先行き不透明感が強まっています。海外においては、米国は堅調な個人消費を背景に緩やかな景気拡大を続けているものの、資源価格の大幅な下落や通貨安の影響から新興国・資源国の景気減速懸念が続いており、加えて、欧州債務問題の展開や各地の地政学的リスク等も不安定要因になっています。

このような状況の中、当期の業績は、売上高 1兆4千3百35億9千5百万円（前期比6.4%増収）、営業利益 7百36億8千5百万円（同57.8%増益）、経常利益 6百23億6千2百万円（同17.7%増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社の連結子会社である江蘇王子製紙有限公司の減損損失を特別損失に計上したこと等により、1百52億5千7百万円（同12.0%減益）となりました。

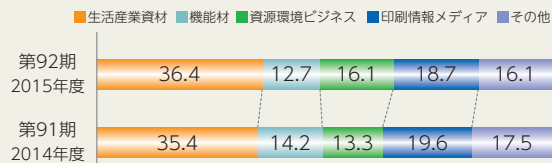
各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区分	売上高	営業利益
生活産業資材	603,759 百万円 (前期比 7.5%増)	18,774 百万円 (前期比 29.2%増)
機能材	210,957 百万円 (前期比 6.3%減)	11,913 百万円 (前期比 27.2%増)
資源環境ビジネス	267,661 百万円 (前期比 26.5%増)	31,505 百万円 (前期比 111.1%増)
印刷情報メディア	309,418 百万円 (前期比 0.5%減)	2,253 百万円 (－)
その他	266,717 百万円 (前期比 3.4%減)	8,855 百万円 (前期比 10.7%増)
計	1,658,514 百万円 (前期比 4.6%増)	73,303 百万円 (前期比 58.8%増)
調整額	△224,918 百万円 (－)	381 百万円 (－)
合計	1,433,595 百万円 (前期比 6.4%増)	73,685 百万円 (前期比 57.8%増)

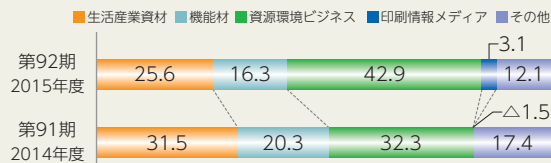
(注) 1. 調整額は、主として内部取引に関わる調整額です。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

■ 事業部門別売上高構成比 (単位：%)



■ 事業部門別営業利益構成比 (単位：%)



(注) 事業部門別の売上高および営業利益構成比 (%) は、調整額 (内部取引に関わる調整額等) を除いて計算しております。

生活産業資材

売上高 603,759百万円

営業利益 18,774百万円

主要な事業

段ボール原紙・加工、白板紙・包装用紙、紙器・製袋、家庭紙、紙おむつ

国内事業では、段ボール原紙は、前年に対し、輸出は増加しましたが、国内向け販売は低調に推移し、国内・輸出合計では販売量は減少しました。段ボールは、飲料・青果物関係等が堅調に推移し、販売量は増加しました。家庭用紙は、ティシューペーパー、トイレットロールともに販売量は増加しました。紙おむつは、子供用はリニューアル品の販売好調等により販売量は大幅に増加し、大人用も増加しました。

海外事業では、主要な事業展開地域である東南アジアにおいて、段ボール原紙の販売は堅調に推移し、段ボールの販売も飲料・加工食品関連を中心に堅調に推移しました。また、2014年12月に買収により連結子会社化したOji Fibre Solutions (NZ) Ltd.が対前年増収に寄与しました。



生活産業資材製品群

機能材

売上高 210,957百万円

営業利益 11,913百万円

主要な事業

特殊紙、感熱紙、粘着、フィルム

特殊紙の国内販売は、新製品開発・新規顧客開拓に注力し拡販を進めましたが、一部事業から撤退した影響等もあり前年に対し減少しました。輸出版売は、新規受注等により前年に対し増加しました。感熱紙の国内販売は、堅調に推移しました。

海外事業では、感熱紙の販売は、北米では減少しましたが、欧州・南米においては増加しました。



機能材製品群

資源環境ビジネス

売上高 267,661百万円

営業利益 31,505百万円

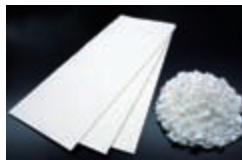
主要な事業 | 木材、パルプ、エネルギー

国内事業では、レーヨン用途パルプは、輸出向けが販売好調であり、前年に対し増加しました。また、2015年4月から宮崎県日南市において、2016年1月からは北海道江別市においてバイオマスボイラーによる売電を開始しました。北海道ニセコ町においては、水力発電所のリフレッシュ工事完了により売電が増加しました。

海外事業では、パルプ販売は、2015年1月より江蘇王子製紙有限公司でパルプ製造設備の営業運転を開始したこと、また、2014年12月に買収により連結子会社化したOji Fibre Solutions (NZ) Ltd.の寄与により、前年に対し増加しました。



バイオマスボイラー (江別)



溶解パルプ (DP)



パルプ製造設備
(江蘇王子製紙)

印刷情報メディア

売上高 309,418百万円

営業利益 2,253百万円

主要な事業 | 新聞用紙、印刷・出版・情報用紙

新聞用紙の販売は、発行部数減の影響等により、前年に対し減少しました。印刷・情報用紙の販売は、需要減の影響等により販売量は前年に対し減少するも、売上高は、価格修正効果によりほぼ前年並みとなりました。



印刷情報メディア製品群

その他

売上高 266,717百万円

営業利益 8,855百万円

主要な事業 | 不動産、機械、商事他

その他につきましては、機械事業等の減収により減収となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は5百73億8千7百万円で、前期に比し2百26億9千1百万円減少しました。

当社グループにおいては、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っております。

主な設備投資は次のとおりです。

① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
王子グリーンエナジー日南株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子製紙日南工場内）
王子グリーンエナジー江別株式会社	バイオマスボイラー設置工事（王子エフテックス江別工場内）
Oji GS Packaging (Yangon) Co., Ltd.	段ボール新工場設置工事（ミャンマー）
Ojitex (Vietnam) Co., Ltd.	段ボール新工場設置工事（ベトナム）

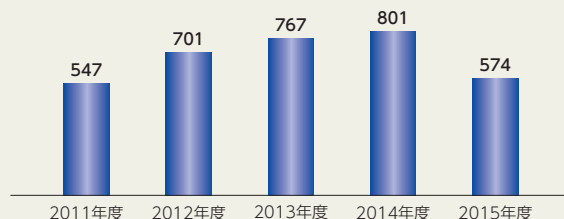
② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
新タック化成株式会社	光学粘着材料製造設備設置工事（豊中工場）
王子エフテックス株式会社	水力発電所更新工事（東海工場富士宮製造所）
王子エフテックス株式会社	水力発電所更新工事（東海工場第一製造所）
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	製袋設備増設工事（ニュージーランド）
Oji Asia Household Product Sdn. Bhd.	紙おむつ新工場設置工事（マレーシア）
Pan Pac Forest Products (Otago) Ltd.	製材設備設置工事（ニュージーランド）

<ご参考>

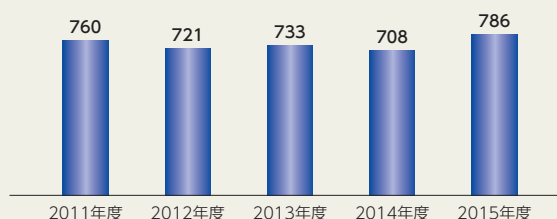
設備投資額の推移

(単位：億円)



減価償却費の推移

(単位：億円)



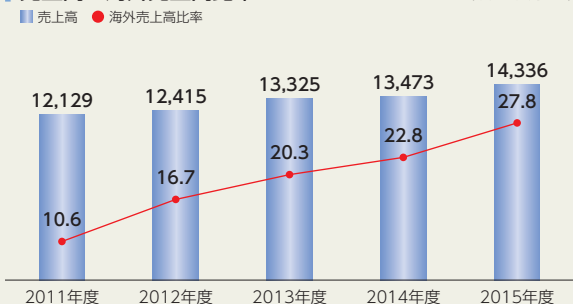
(3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第88期 2011年度	第89期 2012年度	第90期 2013年度	第91期 2014年度	第92期 2015年度
売上高 (百万円)	1,212,912	1,241,471	1,332,510	1,347,281	1,433,595
営業利益 (百万円)	53,780	52,383	62,023	46,694	73,685
経常利益 (百万円)	48,375	54,565	70,358	52,970	62,362
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	22,177	25,600	33,801	17,344	15,257
1株当たり当期純利益 (円)	22.46	25.93	34.22	17.55	15.44
総資産 (百万円)	1,634,992	1,831,251	1,915,676	2,164,091	1,934,921
純資産 (百万円)	463,299	579,128	670,356	801,372	730,915
1株当たり純資産 (円)	454.20	511.95	581.69	666.40	600.34

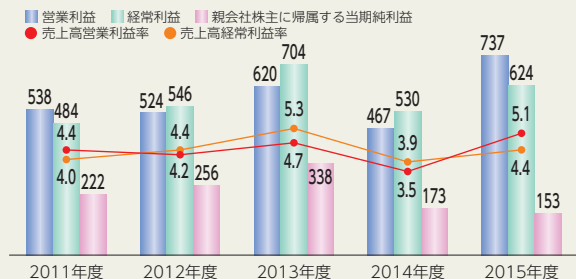
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数で除して算出しております。なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

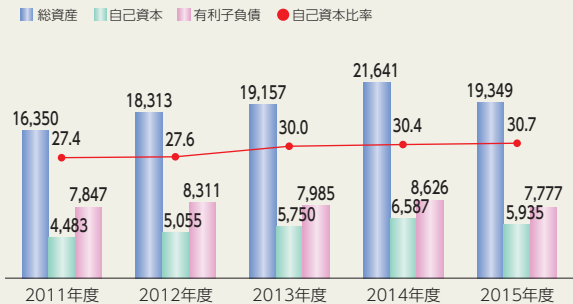
売上高・海外売上高比率



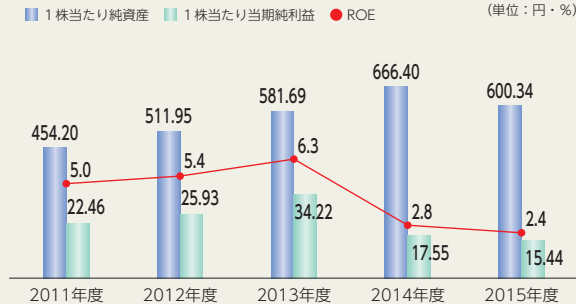
営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率



1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE



(4) 企業集団の対処すべき課題

企業集団の経営戦略

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

この経営理念の下、「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」をグループ経営戦略の基本方針に据え、下記の経営目標を掲げております。

2018年度経営目標	
連結営業利益	有利子負債残高
1,000億円	7,000億円

この目標に向かって、具体的には以下の取り組みを行っております。

(a)生活産業資材

- ・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

海外では、東南アジア・インド・オセアニアでの事業拡大を進めております。ミャンマーでは2015年5月に、インドでは2015年12月に、ベトナムでは2016年3月に、それぞれ段ボール工場が稼働しました。オセアニアでは2014年12月にCarter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.（現社名Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.）を買収し、板紙・パッケージング事業の強化を進めております。また、2016年2月にはマレーシアの段ボール製造販売会社であるDazun Paper Industrial Company Sdn. Bhd.の買収を決定しました。既存事業の基盤強化、製造・販売ネットワークの拡充を図り、トータルパッケージングを推進・拡大してまいります。

国内では、素材・加工一体型ビジネスをさらに推進するとともに、段ボール加工のM&Aによる事業拡大、生産性・競争力強化施策により既存事業の基盤強化による収益の拡大を図り、No.1総合パッケージングメーカーを目指してまいります。

- ・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

紙おむつ分野の国内では、子供用紙おむつは継続的な機能改善・ブランド育成を行い、大人用紙おむつは市場成長性の高い分野で新商品開発を進めるなど、パーソナルケア・イノベーションセンターを中心に新商品の開発・商品品質の向上とマーケティングを強化しております。また、子供用紙おむつでは2016年4月にテープ型紙おむつの新設備が稼働、日本品への需要が旺盛な中国を中心に輸出販売の拡大を進め、パンツ型紙おむつについても2016年度中に新設備が稼働する予定です。海外では、東南アジアを中心に事業拡大を進めており、マレーシアでは2015年1月に紙おむつ事業会社を買収、さらに、2016年4月に紙おむつの新工場が稼働しました。また、インドネシアでは合弁会社を設立しており、販売開始に向けて準備を進めております。

家庭紙分野では、高付加価値製品の充実を図っており、FSC認証製品をはじめとする環境配慮型製品のラインナップの拡充や、継続的な品質改良による、よりクオリティの高い製品の開発を進めるなど、高級感のあるブランドの確立を目指しております。

(b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

東南アジアでの機能材事業は、感熱紙・粘着紙等の川上事業を中心に展開してまいりましたが、2016年5月にマレーシアで印刷・加工製品を製造販売するHyper-Region Labels Sdn. Bhd.およびその関連会社の株式の60%を取得しました。今後、さらに、東南アジアにおける機能材の川中・川下事業の拡大に取り組んでまいります。ブラジルでは南米での感熱紙の旺盛な需要に対応するため、Oji Papéis Especiais Ltda.の生産能力を約10%増強することを決定しました。今後も、海外事業の拡大に取り組んでまいります。

国内では、新型のフィルム製造設備とアドバンスフィルム研究所を活用してハイグレードフィルムの開発を加速させるなど、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組んでおります。

(c)資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

海外では、資源国を中心に木材事業・パルプ事業の拡大を進めております。木材事業では2015年4月にベトナムで、11月にミャンマーで、それぞれ新工場が稼働し、ニュージーランドでは2015年4月に製材工場のリニューアルを終え、営業生産を開始しました。パルプ事業では、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.の針葉樹パルプ事業、2015年1月に営業生産を開始した江蘇王子製紙有限公司の広葉樹パルプ事業が加わり豊富な品揃えとなり、アジアを中心に販売を強化しております。また、インドネシア・ベトナムでは現地に設立した販売会社を軸に、木材加工、燃料、パルプ事業等の幅広い分野で、事業展開・販売強化を推し進めております。

国内では、新規ビジネス展開を加速させております。2015年3月、4月、2016年1月と3基のバイオマス発電設備が稼働し、2016年3月には三菱製紙株式会社と共同バイオマス発電事業を目的とする合併会社を設立し、同社八戸工場構内にバイオマス発電設備を設置することに合意しました。水力発電設備については北海道・静岡県の12カ所で更新工事を進め、8カ所で工事が完了しました。また、2015年2月には電力販売事業の合併会社を設立するとともに、バイオマス発電設備の燃料として、国内材の未利用資源を活用した燃料用チップの生産設備の増強、インドネシアではパーム椰子殻の調達拡大を進めるなどエネルギー事業の拡大を進めております。2014年に稼働した溶解パルプ製造設備では、レーヨン用途向けの生産を開始しており、現在は特殊用途向けの開発を進めております。

(d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施しており、王子製紙株式会社では富岡工場7号抄紙機を2016年3月に停止し、さらに、2017年3月に春日井工場4号抄紙機を停止する予定です。需要に即した最適生産体制の構築等を通じてコスト構造を継続的に見直し国際競争力の強化を進めるとともに、キャッシュフローの増大を図っております。

また、クラフトパルプ設備が稼働した中国の江蘇王子製紙有限公司では、紙パルプ一貫生産を開始し、競争力強化を図っております。

(e) 研究開発の強化

需要の伸びが期待されるセルロースナノファイバー、水処理等、グループ内の関連部門と連携を密にとりながらイノベーション推進本部を中心に機動的かつ効率的な研究開発活動を実施し、革新的価値創造に取り組んでおります。なお、セルロースナノファイバーについては、2016年下期稼働予定で王子製紙株式会社富岡工場に実証プラントを導入することを決定しました。

さらに、当社は、2015年5月に中越パルプ工業株式会社と業務提携および第三者割当引受を実行しました。これにより同社を持分法適用会社とするとともに、輸入チップ共同調達に関する合弁会社、高級白板紙の生産に関する合弁会社、製袋事業に関する合弁会社を通じて、コスト合理化対策の実施および新規ビジネスエリアへの参入を進め、企業価値の向上を図っております。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

<ご参考> コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観および行動理念をもとに、「王子グループ企業行動憲章」を制定し、当社グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しております。今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと位置付け、継続的に強化に努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、インターネットの当社ホームページに掲載しております。(http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html)

(5) 企業集団の主要な事業内容

(2016年3月31日現在)

区 分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業、家庭紙事業、紙おむつ事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	木材事業、パルプ事業、エネルギー事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
その他	不動産事業、機械事業、商事他

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

(2016年3月31日現在)

① 当社

主要な拠点
本 社：東京都中央区
研 究 所：東京都江東区、兵庫県尼崎市 他

② 子会社

「(8)重要な子会社の状況」の表に記載しております。

(7) 企業集団の従業員の状況

(2016年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	15,569名	136名増
機能材	4,531名	124名減
資源環境ビジネス	7,205名	365名増
印刷情報メディア	3,575名	408名減
その他	2,725名	32名減
合計	33,605名	63名減

(8) 重要な子会社の状況

(2016年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	東京都中央区	61,788	(55.5)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買
王子コンテナ株式会社	東京都中央区	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	東京都中央区	1,550	(100)	紙・樹脂加工品、包装資材、粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	東京都江戸川区	1,500	(100)	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	東京都中央区	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	東京都中央区	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	東京都中央区	1,000	(60.0)	コーンスターチ、糖化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	東京都中央区	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備、販売
王子不動産株式会社	東京都中央区	650	(100)	不動産の売買、仲介、賃貸借、管理
王子マテリア株式会社	東京都中央区	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	東京都中央区	350	100	衛生用紙、紙おむつの製造、販売
王子製紙株式会社	東京都中央区	350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子エフテックス株式会社	東京都中央区	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	東京都中央区	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	東京都中央区	350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
森紙業株式会社	京都府京都市	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	東京都中央区	288	(100)	木材、製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
		百万ブラジル・レアル		
Oji Papéis Especiais Ltda.	ブラジル	409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
		百万USドル		
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	ブラジル	257	(55.5)	植林、パルプの製造、販売
		百万USドル		
江蘇王子製紙有限公司	中国	911	(90.0)	紙、パルプの製造、販売

会社名	本社所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KANZAN Spezialpapiere GmbH	ドイツ	百万ユーロ 25	(94.7)	感熱記録紙の製造、販売
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	マレーシア	百万マレーシア・リンギット 255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	マレーシア	百万マレーシア・リンギット 18	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	ニュージーランド	百万ニュージーランド・ドル 728	(60.0)	パルプ、板紙、段ボール製品、紙袋製品の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	ニュージーランド	百万ニュージーランド・ドル 126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	タイ	百万タイ・バツ 1,340	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	米国	百万USD 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売

- (注) 1. 従来より記載していた王子製紙商貿(中国)有限公司は、事業規模等を勘案し、当期より重要な子会社には記載しておりません。
 2. Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.は、2015年10月31日付でOji Fibre Solutions (NZ) Ltd.に商号変更しました。
 3. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 4. 当社の議決権比率の()内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
 5. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め176社であります。なお、持分法適用会社は20社であります。
 6. 当期末現在において、特定完全子会社はありません。

(9) 企業集団の資金調達状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しました。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	60,458百万円
株式会社三井住友銀行	54,725百万円
農林中央金庫	43,610百万円
日本生命保険相互会社	32,085百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,038百万円

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、211,827百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

- ① 当社は、2014年12月に中越パルプ工業株式会社との間で、両社の経営資源をより一層相互に活用することによる投資効率、資金効率のさらなる向上を図ることを目的に、業務提携および第三者割当引受による資本提携を実施することを決定し、2015年5月に第三者割当引受を実行しました。これにより同社は当社の持分法適用会社となりました。
- ② 当社は、パルプ事業にかかる選択と集中による経営資源の効率的活用の観点から、2015年3月に、当社の持分法適用会社でパルプ事業を営むAlpac Forest Products Inc.の当社が所有する全株式（発行済株式の30%）を北越紀州製紙株式会社に譲渡することを決定し、2015年10月に当社所有の全株式を譲渡しました。
- ③ 当社は、経済成長著しい東南アジア地域において、粘着ラベル分野の事業拡大を推進していくため、マレーシアにおいてラベル印刷製品や紙器、パンフレット等の印刷・加工製品を製造販売するHyper-Region Labels Sdn. Bhd. およびその関連会社の発行済株式の60%を、当社および当社子会社であるOji Asia Management Sdn. Bhd.（当社100%出資）が2016年5月に取得しました。
- ④ 当社は、経済成長著しい東南アジア・インド・オセアニア地域において、パッケージング事業の積極的な展開を図っており、マレーシアの段ボール製造販売会社Dazun Paper Industrial Company Sdn. Bhd.の発行済株式の100%を、当社子会社であるGS Paper & Packaging Sdn. Bhd.（当社75%出資）ならびにHPI Resources Bhd.（当社100%出資）が共同で取得することを2016年2月に決定しております。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

① 利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

② 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、2016年3月31日を基準日として、1株につき5円とする予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき5円）とあわせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき5円 総額4,950,018,110円

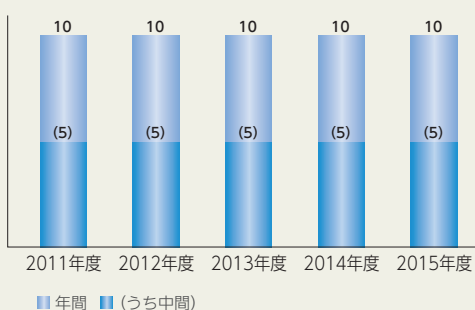
(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月7日

<ご参考>

1株当たり配当金推移

(単位：円)



(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株
(うち自己株式) (74,378,195株)
- (3) 株主数 67,050名
(前期末比 2,703名減)

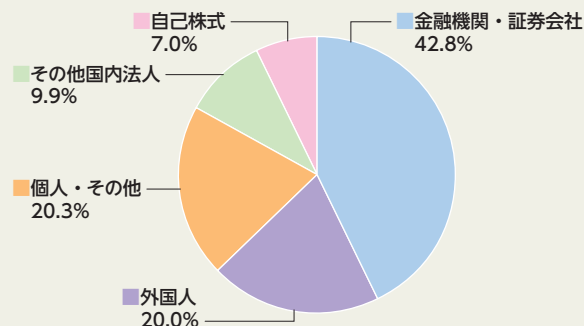
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	62,592千株	6.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	52,522千株	5.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	32,637千株	3.3%
株式会社三井住友銀行	31,668千株	3.2%
株式会社みずほ銀行	31,636千株	3.2%
日本生命保険相互会社	25,658千株	2.6%
王子グループ従業員持株会	22,716千株	2.3%
日本紙パルプ商事株式会社	17,464千株	1.8%
農林中央金庫	16,654千株	1.7%
藤定智恵子	14,844千株	1.5%

- (注) 1. 当社は、自己株式を74,378千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式 (74,378千株) を控除して計算しております。
3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

所有者別持株比率 (2016年3月31日現在)



3 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

(2016年3月31日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長※	進 藤 清 貴	グループ共同CEO
代表取締役社長※	矢 嶋 進	グループ共同CEO
代表取締役副社長※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務、王子コンテナー株式会社取締役、王子マテリア株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
代表取締役副社長※	洲 上 一 雄	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務、王子エフテックス株式会社取締役、王子イメージングメディア株式会社取締役
取 締 役※	島 村 元 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理(上海)有限公司管掌
取 締 役※	青 山 秀 彦	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
取 締 役※	小 関 良 樹	イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
取 締 役※	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子エフテックス株式会社代表取締役社長兼務
取 締 役※	木 坂 隆 一	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長兼務、Oji Paper (Thailand) Ltd. 取締役
取 締 役※	鎌 田 和 彦	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社取締役、王子木材緑化株式会社取締役、Pan Pac Forest Products Ltd. 取締役会長
取 締 役※	磯 野 裕 之	コーポレートガバナンス本部副本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役兼務、江蘇王子製紙有限公司董事、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd. 取締役会長
取 締 役	奈 良 道 博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外監査役、蝶理株式会社社外監査役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
取 締 役	寺 坂 信 昭	(常勤)
監 査 役	緒 方 元 一	王子コンテナー株式会社監査役、王子パッケージング株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役、森紙業株式会社監査役
監 査 役	福 井 聡	(常勤) 王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役
監 査 役	桂 誠	
監 査 役	北 田 幹 直	弁護士、シャープ株式会社社外取締役、アスクル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役
監 査 役	宮 崎 裕 子	弁護士、株式会社セブン銀行社外取締役

- (注) 1. 取締役 奈良道博、寺坂信昭は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 桂誠、北田幹直および宮崎裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、桂誠、北田幹直の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2015年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。
就任 取締役 木坂隆一 鎌田和彦 磯野裕之 寺坂信昭
退任 取締役 篠田和久 東剛 秋山収
就任 監査役 宮崎裕子
退任 監査役 上野健二郎
4. 2015年6月26日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
監査役（常勤） 緒方元一
監査役（常勤） 福井聡
5. 監査役 緒方元一は、当社入社以来財務経理部門を長く経験し、また当社子会社の財務経理部門の担当取締役も経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. ※印の取締役11名は、グループ経営委員を兼務します。
7. 2016年4月1日以降のグループ経営委員を兼務する取締役の担当は、次の「(2) グループ経営委員の状況」の表に記載のとおりです。
8. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(2) グループ経営委員の状況

(2016年4月1日現在)

地位	氏名	担当
会長グループ経営委員 ※	進 藤 清 貴	グループ共同CEO
社長グループ経営委員 ※	矢 嶋 進	グループ共同CEO
副社長グループ経営委員 ※	渡 良 司	産業資材カンパニープレジデント兼生活消費財カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子ネピア株式会社代表取締役会長兼務
副社長グループ経営委員 ※	淵 上 一 雄	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員 ※	島 村 元 明	コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌
専務グループ経営委員 ※	青 山 秀 彦	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務、王子物流株式会社管掌
常務グループ経営委員 ※	小 関 良 樹	イノベーション推進本部分掌、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	加 来 正 年	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子エフテックス株式会社代表取締役社長、シノムラ化学工業株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	木 坂 隆 一	機能材カンパニーバイスプレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター専務取締役、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長兼務
常務グループ経営委員 ※	鎌 田 和 彦	資源環境ビジネスカンパニープレジデント
常務グループ経営委員 ※	磯 野 裕 之	コーポレートガバナンス本部副本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役兼務
専務グループ経営委員	野 沢 高 史	産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社取締役副社長、王子マテリア株式会社代表取締役社長兼務
専務グループ経営委員	中 西 康 夫	Oji Asia Packaging Sdn. Bhd.取締役社長
常務グループ経営委員	武 田 芳 明	コーポレートガバナンス本部副本部長兼王子マネジメントオフィス株式会社常務取締役
常務グループ経営委員	藤 原 省 二	王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	鴛 海 雅 宣	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼王子コンテナー株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	清 水 紀 暁	王子ネピア株式会社代表取締役社長

地位	氏名	担当
グループ経営委員	丸山 純	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼森紙業株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	横山 勝	イノベーション推進本部長
グループ経営委員	藤澤 信之	旭洋紙パルプ株式会社代表取締役社長
グループ経営委員	富田 淳一	Oji Asia Management Sdn. Bhd.取締役社長
グループ経営委員	石田 浩一	王子製紙株式会社専務取締役

(注) ※印のグループ経営委員11名は、取締役を兼務します。

(3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬	賞与	ストック・オプション	合計
取締役	16名	410百万円	129百万円	78百万円	619百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(30百万円)	—	—	(30百万円)
監査役	6名	83百万円	10百万円	—	93百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(31百万円)	—	—	(31百万円)
合計	22名	494百万円	139百万円	78百万円	712百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。
(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。
(2006年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役13名、監査役5名であります。
4. 上記のほか、2015年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する役員退職慰労金
取締役 1名 13百万円
取締役については、退職慰労金制度の廃止に伴い、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会で重任した取締役7名に対し、同総会において、同総会終結の時までの在任期間をもとに退職慰労金を支給することについて、ご承認いただき、その具体的金額、方法は取締役会にご一任いただきました。
5. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

(2016年3月31日現在)

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	奈良道博	弁護士、セイコーエプソン株式会社社外監査役、蝶理株式会社社外監査役、日本特殊塗料株式会社社外取締役
社外監査役	北田幹直	弁護士、シャープ株式会社社外取締役、アスクル株式会社社外監査役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役
社外監査役	宮崎裕子	弁護士、株式会社セブン銀行社外取締役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	奈良道博	14回中13回 (92.9%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社外取締役	寺坂信昭 (2015年6月26日就任)	10回中10回 (100%)	—	行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	桂 誠	14回中14回 (100%)	17回中17回 (100%)	外交官としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	北田幹直	14回中13回 (92.9%)	17回中17回 (100%)	法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	宮崎裕子 (2015年6月26日就任)	10回中9回 (90.0%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

(注) 出席状況については、取締役 寺坂信昭氏は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを、監査役 宮崎裕子氏は、2015年6月26日の就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	77百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	244百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、KANZAN Spezialpapiere GmbH、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.、Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は以下のとおりです。

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期および2013年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第92期 (2016年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2015年3月31日現在)	科目	第92期 (2016年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2015年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	584,033	608,392	流動負債	516,079	682,938
現金及び預金	43,968	45,567	支払手形及び買掛金	198,167	209,977
受取手形及び売掛金	285,954	298,826	短期借入金	178,157	319,720
有価証券	7,486	16,717	コマーシャル・ペーパー	27,000	10,000
商品及び製品	98,145	98,996	1年内償還予定社債	20,020	20,055
仕掛品	18,921	19,689	未払金	16,260	17,501
原材料及び貯蔵品	80,109	82,051	未払費用	43,096	49,077
繰延税金資産	14,439	9,771	未払法人税等	7,354	6,262
短期貸付金	4,834	4,854	関連会社株式譲渡損失引当金	—	12,362
未収入金	22,302	19,269	その他	26,022	37,981
その他	11,309	14,620	固定負債	687,925	679,780
貸倒引当金	△3,438	△1,973	社債	120,000	140,020
固定資産	1,350,887	1,555,699	長期借入金	432,556	372,784
(有形固定資産)	(1,137,477)	(1,270,469)	繰延税金負債	54,447	72,096
建物及び構築物	210,163	230,297	再評価に係る繰延税金負債	7,908	8,333
機械装置及び運搬具	414,754	501,020	訴訟損失引当金	2,942	5,079
工具、器具及び備品	5,591	6,422	退職給付に係る負債	52,207	63,949
土地	237,478	239,698	長期預り金	8,020	8,061
林地	119,049	119,108	その他	9,843	9,455
植林立木	122,764	130,555	負債合計	1,204,005	1,362,719
リース資産	2,696	2,656	純資産の部		
建設仮勘定	24,977	40,709	株主資本	533,930	528,912
(無形固定資産)	(23,004)	(32,127)	資本金	103,880	103,880
のれん	9,836	16,042	資本剰余金	112,857	112,951
その他	13,167	16,085	利益剰余金	359,830	354,828
(投資その他の資産)	(190,405)	(253,102)	自己株式	△42,638	△42,748
投資有価証券	149,094	203,675	その他の包括利益累計額	59,545	129,744
長期貸付金	5,337	3,493	その他有価証券評価差額金	25,316	53,213
長期前払費用	21,302	22,101	繰延ヘッジ損益	△771	△346
退職給付に係る資産	4,300	8,912	土地再評価差額金	5,463	5,059
繰延税金資産	880	6,055	為替換算調整勘定	41,369	76,457
その他	11,111	10,095	退職給付に係る調整累計額	△11,833	△4,638
貸倒引当金	△1,620	△1,232	新株予約権	260	342
資産合計	1,934,921	2,164,091	非支配株主持分	137,179	142,372
			純資産合計	730,915	801,372
			負債・純資産合計	1,934,921	2,164,091

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第92期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第91期（ご参考） (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
売上高	1,433,595	1,347,281
売上原価	1,101,584	1,062,506
売上総利益	332,011	284,775
販売費及び一般管理費	258,325	238,080
営業利益	73,685	46,694
営業外収益	14,267	24,449
受取利息及び配当金	4,603	4,404
為替差益	－	13,280
持分法による投資利益	3,970	2,057
雑収入金	5,693	4,706
営業外費用	25,590	18,173
支払利息	9,885	11,068
為替差損	8,591	－
雑損失金	7,112	7,105
経常利益	62,362	52,970
特別利益	34,150	1,553
投資有価証券売却益	16,154	1,306
退職給付信託設定益	14,722	－
固定資産売却益	3,273	84
その他	－	161
特別損失	69,496	16,820
減損損失	61,569	191
事業構造改善費用	2,742	1,152
関連会社株式譲渡損失引当金繰入額	－	12,366
その他	5,184	3,110
税金等調整前当期純利益	27,016	37,703
法人税、住民税及び事業税	15,075	15,199
法人税等調整額	△4,031	410
当期純利益	15,972	22,094
非支配株主に帰属する当期純利益	714	4,749
親会社株主に帰属する当期純利益	15,257	17,344

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第92期 (2016年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2015年3月31日現在)	科 目	第92期 (2016年3月31日現在)	第91期(ご参考) (2015年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	65,614	82,181	流動負債	278,570	360,287
現金及び預金	3,654	4,543	買掛金	21	26
営業未収入金	144	170	短期借入金	211,987	312,991
販売用不動産	14	14	コマーシャル・ペーパー	27,000	10,000
繰延税金資産	837	2,526	1年内償還予定の社債	20,000	20,000
短期貸付金	51,328	67,369	リース債務	0	—
未収入金	9,715	7,609	未払金	12,521	6,570
その他	258	332	未払費用	4,524	3,397
貸倒引当金	△338	△386	未払法人税等	511	202
固定資産	1,113,079	1,139,560	関係会社株式譲渡損失引当金	292	5,477
(有形固定資産)	(107,208)	(109,088)	債務保証損失引当金	34	—
建物	20,685	21,803	その他	1,677	1,621
構築物	627	718	固定負債	538,132	486,512
機械及び装置	327	590	社債	120,000	140,000
車両運搬具	0	0	長期借入金	407,767	332,590
工具、器具及び備品	855	973	リース債務	2	—
土地	45,872	46,284	繰延税金負債	345	4,724
林地	15,642	15,643	退職給付引当金	2,688	2,236
植林立木	22,577	22,692	長期預り金	5,116	5,354
リース資産	3	—	その他	2,211	1,605
建設仮勘定	616	383	負債合計	816,702	846,800
(無形固定資産)	(62)	(64)	純資産の部		
ソフトウェア	7	8	株主資本	342,206	349,887
その他	55	56	(資本金)	(103,880)	(103,880)
(投資その他の資産)	(1,005,808)	(1,030,407)	(資本剰余金)	(109,880)	(109,991)
投資有価証券	71,088	80,965	資本準備金	108,640	108,640
関係会社株式	519,979	533,484	その他資本剰余金	1,240	1,351
出資金	2	2	(利益剰余金)	(171,401)	(179,128)
関係会社出資金	6,360	6,360	利益準備金	24,646	24,646
長期貸付金	407,608	408,286	その他利益剰余金		
長期前払費用	1,584	1,838	固定資産圧縮積立金	17,791	17,935
その他	632	1,067	海外投資等損失準備金	293	432
貸倒引当金	△1,448	△1,597	別途積立金	101,729	101,729
資産合計	1,178,694	1,221,741	繰越利益剰余金	26,940	34,383
			(自己株式)	(△42,957)	(△43,113)
			評価・換算差額等	19,524	24,711
			その他有価証券評価差額金	19,999	24,711
			繰延ヘッジ損益	△474	—
			新株予約権	260	342
			純資産合計	361,991	374,941
			負債・純資産合計	1,178,694	1,221,741

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第92期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第91期(ご参考) (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
営業収益	30,436	31,498
営業費用		
一般管理費	14,801	15,115
その他	2,838	2,994
営業利益	12,796	13,388
営業外収益	9,081	9,220
受取利息及び配当金	7,234	7,275
ブランド維持収入	1,190	1,424
雑収入金	656	519
営業外費用	8,189	9,259
支払利息	5,901	6,478
ブランド維持経費	1,483	1,386
雑損失金	803	1,394
経常利益	13,689	13,349
特別利益	3,106	1,284
固定資産売却益	2,549	0
投資有価証券売却益	556	1,283
特別損失	13,669	5,749
関係会社株式評価損	13,230	—
関係会社株式譲渡損失引当金繰入額	292	5,477
その他	146	272
税引前当期純利益	3,126	8,883
法人税、住民税及び事業税	785	303
法人税等調整額	169	△1,178
当期純利益	2,170	9,758

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月26日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村山 憲二 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長坂 隆 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月26日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 憲二	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長坂 隆	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島村 哲	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告の一部であり、法令および定款の規定に基づき当社ホームページに掲載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。
 - ③ 上記②と同様に当社ホームページに掲載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受けました。また、2015年12月22日に会計監査人が金融庁より受けた処分および業務改善計画についての説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年5月26日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	緒方元一	㊟
監査役(常勤)	福井聡	㊟
監査役	桂誠	㊟
監査役	北田幹直	㊟
監査役	宮崎裕子	㊟

(注) 監査役 桂 誠、北田 幹直、宮崎 裕子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
■ 定時株主総会	毎年6月	
■ 基準日	定時株主総会の議決権	毎年3月31日
	期末配当	毎年3月31日
	中間配当	毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス http://www.ojiholdings.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。	
■ 単元株式数	1,000株	
■ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関郵便物送付先	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)	
■ 配当金のお支払いについて	<p>第92期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2016年6月7日から2016年7月29日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局でお受け取りください。</p> <p>また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。</p> <p>なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいております。</p>	
■ 配当金のお受け取り方法について	<p>確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。</p> <p>株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。</p> <p>詳しくはお取引の証券会社にお問合せください。</p>	

■ 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- ▶ 証券会社でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
- ▶ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社の口座へ振り替えられることをお勧めします。

■ 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 定時株主総会決議ご通知について

当社では、第92回定時株主総会より、定時株主総会決議ご通知は下記の当社ホームページに掲載することによりお知らせすることといたしました。書面による発送はいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

■ マイナンバー制度について

- ▶ 株式関係業務におけるマイナンバーの利用
市区町村から通知された株主様のマイナンバーは、法令に定められたとおり、配当金に関する支払調書、単元未満株式の買取請求等の株式の譲渡取引に関する支払調書等に記載し、税務署へ提出いたします。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。
- ▶ マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先
証券会社でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル 0120-782-031）にお問い合わせください。

当社ホームページ

<http://www.ojiholdings.co.jp>

A series of 18 horizontal dashed lines for writing notes.

A series of 18 horizontal dashed lines for writing notes.

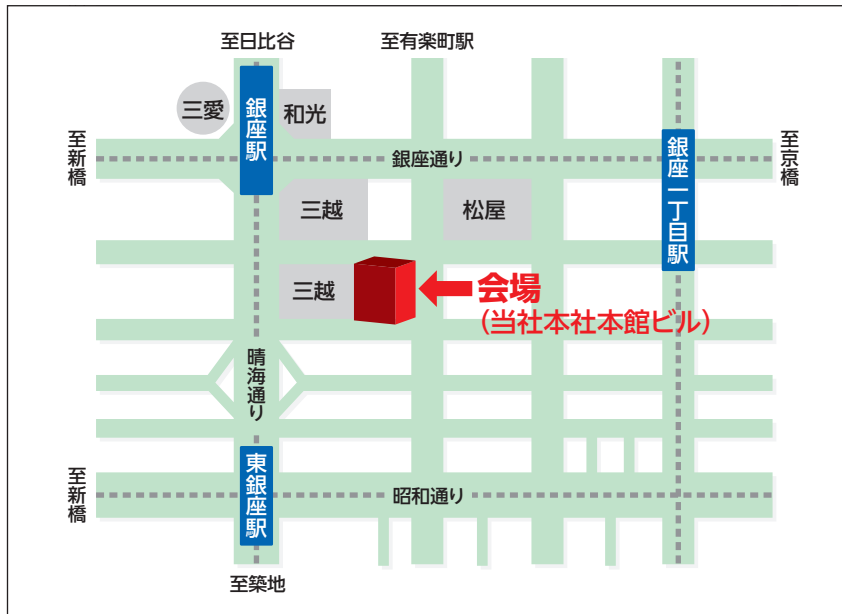
株主総会会場ご案内略図

会 場

当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号
電話 (03) 3563-1111 (代)

交 通 の
ご 案 内

JR **有楽町駅**
地下鉄 **銀座駅** (銀座線、丸ノ内線、日比谷線)
銀座一丁目駅 (有楽町線)
東銀座駅 (浅草線、日比谷線)



第92回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第92期

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結キャッシュ・フロー計算書（要約）
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ
(<http://www.ojiholdings.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2016年3月31日現在)

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の 保有者数	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類、数	新株予約権の 行使期間
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用)	2009年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 2名	24個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 24,000株	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用)	2010年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用)	2011年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用)	2012年7月17日	取締役 (社外役員を除く) 6名	103個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 103,000株	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 (取締役用)	2013年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 8名	158個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 158,000株	2013年7月17日から 2033年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第9回新株予約権 (取締役用)	2014年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 8名	126個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 126,000株	2014年7月16日から 2034年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第10回新株予約権 (取締役用)	2015年7月14日	取締役 (社外役員を除く) 11名	199個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 199,000株	2015年7月15日から 2035年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 2. 第4回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更(旧商号 王子製紙株式会社)前に割当てられたものであります。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額は、各回ともに1株当たり1円であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。なお、当事業年度においては、会社法及び会社法施行規則の改正に伴い、2015年5月29日開催の取締役会において一部改正いたしました。

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、当社および当社子会社の取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束する。
- ② 法令遵守の徹底を図るための部門を設け、法令遵守教育や内部通報制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努める。
- ③ 反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応する。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および文書の取扱いに関する当社の規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む）の保存、管理を行う。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① グループ規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行う。
- ② グループリスク管理の基本となる規程を制定することによってリスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行う。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① グループ全体の経営理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、当社および当社子会社の取締役および使用人が共有すべき目標、課題を明確化する。
- ② 当社および当社子会社の各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、当社および当社子会社の取締役会に報告する。効率化を阻害する要因が見つかればこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備する。
- ③ 当社および重要な当社子会社の使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。

- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① グループ規程において、当社および当社子会社の役割ならびにグループガバナンス体制を明確に定める。
 - ② グループ規程においてグループ内承認・報告手続きを統一的に定め、グループ内での牽制を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助する部門を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置く。
 - ② 監査役を補助する部門は監査役会に直属するものとし、所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
 - ③ 監査役を補助する部門の使用人は監査役の指揮命令に従う。
- (7) 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 重要な業務執行に関する事項および著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、グループ規程に定める会議体で審議または報告されることが規程で定められており、当該会議への出席や資料の閲覧等を通じて監査役に重要事項が報告される体制を確保する。
 - ② 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告する。
 - ③ 内部監査、リスク管理、内部通報等のコンプライアンスの状況について、定期的に監査役に対して報告する。
 - ④ 内部通報制度において、当該報告したこと自体を理由に不利益を被らない体制を確保する。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。
 - ② 監査計画に基づいて監査役が必要とする費用の支出に対応するため、毎年、予算を設ける。
- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・王子グループの全ての役職員が守るべきルールを具体的に定めた「王子グループ企業行動憲章」「王子グループ行動規範」のポケット版を役職員に配布し、周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス部では、コンプライアンスに関する意識向上を目的として主に国内グループ会社向けに「コンプラニュース」を毎月、海外グループ会社向けに「グローバルコンプラニュース」を隔月、それぞれ作成・配信するとともに、随時、コンプライアンスや各種法令に関する社内研修会を実施しております。また、王子グループの従業員に対して、コンプライアンス意識調査アンケートを実施し、その結果を踏まえたアクションプランを作成し、改善に取り組んでおります。
- ・王子グループの各会社や部署にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス推進リーダーが置かれ、各職場では、半期に1回以上、全員参加によるコンプライアンス会議が開催され、コンプライアンス意識の浸透と強化が図られております。
- ・「グループ贈収賄防止規程」を新たに制定し、教育・研修等を通じた意識向上・浸透活動によって、贈収賄に対する一層の防止体制強化、未然防止に努めております。
- ・社内と社外（弁護士事務所）の2ヵ所を通報窓口とし、法令違反と不正行為の未然防止、および早期発見による是正を目的とした「企業倫理ヘルプライン制度」を整備し、王子グループ全役職員から相談・通報を受け付けております。

(2) リスク管理に対する取組みの状況

- ・グループリスク管理基本規程において、リスクの種類に応じて、所管部門・管理支援部門を定め、リスク管理体制を明確にし、グループにかかわるリスクを網羅的・総括的に管理しております。
- ・グループ緊急時対応規程を定め、事業継続計画に基づいた訓練を定期的の実施し、危機対応体制の向上に努めております。
- ・内部監査部は、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性を確認するため、グループ会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部統制の状況について監査し、その結果をグループ経営会議で報告しております。

(3) 効率的な職務執行体制確保のための取組みの状況

- ・取締役会を14回開催し、グループ全体の方向を示す中期計画や法令、グループ規程に定められた重要な業務執行等に関する事項を審議、報告しております。
- ・重要事項等については、ホールディングス経営会議、グループ経営会議等での審議、報告を経て、取締役会において審議、報告されております。取締役会等での決定に基づく業務執行は、グループ経営委員やカンパニープレジデントが迅速に遂行しております。
- ・組織規程、グループ経営規程、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や責任の明確化を定め、さらに、グループCEO決定規程、カンパニープレジデント承認規程等稟議に関する規程を定め、これらに基づき適正な運用を実施しております。

(4) 監査役監査の実効性確保のための取組みの状況

- ・監査役は常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で、監査役会を17回開催しました。常勤監査役は、取締役会のほか、ホールディングス経営会議やグループ経営会議等にも出席し、業務執行の意思決定等を確認しております。社外監査役に対しては原則月2回開催の社外役

員説明会（社外取締役・常勤監査役も出席）を通じてホールディングス経営会議やグループ経営会議等の内容を報告しております。

- ・監査役は内部監査部、会計監査人等と定期的に会合を持ち、監査計画や監査結果等について情報を交換するなど連携を図るとともに、代表取締役、カンパニープレジデント等と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ・会社は、監査役の職務を補助するため、他の部門から独立した監査役室を設置して専任の従業員を配置しております。また、監査役会の作成した監査計画に基づいて予算を設け、監査に必要な費用を負担しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、2014年6月27日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注1. 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1. の(i) の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1. の(ii) の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考え

ます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、「領域をこえ 未来へ」向かって、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

この経営理念の下、「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」をグループ経営戦略の基本方針に据え、下記の経営目標を掲げております。

2018年度経営目標	
連結営業利益	有利子負債残高
1,000億円	7,000億円

この目標に向かつて、具体的には以下の取り組みを行っております。

(a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

海外では、東南アジア・インド・オセアニアでの事業拡大を進めております。ミャンマーでは2015年5月に、インドでは2015年12月に、ベトナムでは2016年3月に、それぞれ段ボール工場が稼働しました。オセアニアでは2014年12月にCarter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd.（現社名Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.）を買収し、板紙・パッケージング事業の強化を進めております。また、2016年2月にはマレーシアの段ボール製造販売会社であるDazun Paper Industrial Company Sdn. Bhd.の買収を決定しました。既存事業の基盤強化、製造・販売ネットワークの拡充を図り、トータルパッケージングを推進・拡大してまいります。

国内では、素材・加工一体型ビジネスをさらに推進するとともに、段ボール加工のM&Aによる事業拡大、生産性・競争力強化施策により既存事業の基盤強化による収益の拡大を図り、No.1総合パッケージングメーカーを目指してまいります。

・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

紙おむつ分野の国内では、子供用紙おむつは継続的な機能改善・ブランド育成を行い、大人用紙おむつは市場成長性の高い分野で新商品開発を進めるなど、パーソナルケア・イノベーションセンターを中心に新商品の開発・商品品質の向上とマーケティングを強化しております。また、子供用紙おむつでは2016年4月にテープ型紙おむつの新設備が稼働、日本品への需要が旺盛な中国を中心に輸出販売の拡大を進め、パンツ型紙おむつについても2016年度中に新設備が稼働する予定です。海外では、東南アジアを中心に事業拡大を進めており、マレーシアでは2015年1月に紙おむつ事業会社を買収、さらに、2016年4月に紙おむつの新工場が稼働しました。また、インドネシアでは合弁会社を設立しており、販売開始に向けて準備を進めております。

家庭紙分野では、高付加価値製品の充実を図っており、FSC認証製品をはじめとする環境配慮型製品のラインナップの拡充や、継続的な品質改良による、よりクオリティの高い製品の開発を進めるなど、高級感のあるブランドの確立を目指しております。

(b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

東南アジアでの機能材事業は、感熱紙・粘着紙等の川上事業を中心に展開してまいりましたが、2016年5月にマレーシアで印刷・加工製品を製造販売するHyper-Region Labels Sdn. Bhd. およびその関連会社の株式の60%を取得しました。

今後、さらに、東南アジアにおける機能材の川中・川下事業の拡大に取り組んでまいります。ブラジルでは南米での感熱紙の旺盛な需要に対応するため、Oji Papéis Especiais Ltda. の生産能力を約10%増強することを決定しました。今後も、海外事業の拡大に取り組んでまいります。

国内では、新型のフィルム製造設備とアドバンスフィルム研究所を活用してハイグレードフィルムの開発を加速させるなど、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組んでおります。

(c)資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

海外では、資源国を中心に木材事業・パルプ事業の拡大を進めております。木材事業では2015年4月にベトナムで、11月にミャンマーで、それぞれ新工場が稼働し、ニュージーランドでは2015年4月に製材工場のリニューアルを終え、営業生産を開始しました。パルプ事業では、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd. の針葉樹パルプ事業、2015年1月に営業生産を開始した江蘇王子製紙有限公司の広葉樹パルプ事業が加わり豊富な品揃えとなり、アジアを中心に販売を強化しております。また、インドネシア・ベトナムでは現地に設立した販売会社を軸に、木材加工、燃料、パルプ事業等の幅広い分野で、事業展開・販売強化を推し進めております。

国内では、新規ビジネス展開を加速させております。2015年3月、4月、2016年1月と3基のバイオマス発電設備が稼働し、2016年3月には三菱製紙株式会社と共同バイオマス発電事業を目的とする合弁会社を設立し、同社八戸工場構内にバイオマス発電設備を設置することに合意しました。水力発電設備については北海道・静岡県の12カ所で更新工事を進め、8カ所で工事が完了しました。また、2015年2月には電力販売事業の合弁会社を設立するとともに、バイオマス発電設備の燃料として、国内材の未利用資源を活用した燃料用チップの生産設備の増強、インドネシアではパーム椰子殻の調達拡大を進めるなどエネルギー事業の拡大を進めております。2014年に稼働した溶解パルプ製造設備では、レーヨン用途向けの生産を開始しており、現在は特殊用途向けの開発を進めております。

(d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施しており、王子製紙株式会社では富岡工場7号抄紙機を2016年3月に停止し、さらに、2017年3月に春日井工場4号抄紙機を停止する予定です。需要に即した最適生産体制の構築等を通じてコスト構造を継続的に見直し国際競争力の強化を進めるとともに、キャッシュフローの増大を図っております。

また、クラフトパルプ設備が稼働した中国の江蘇王子製紙有限公司では、紙パルプ一貫生産を開始し、競争力強化を図っております。

(e)研究開発の強化

需要の伸びが期待されるセルロースナノファイバー、水処理等、グループ内の関連部門と連携を密にとりながらイノベーション推進本部を中心に機動的かつ効率的な研究開発活動を実施し、革新的価値創造に取り組んでおります。

なお、セルロースナノファイバーについては、2016年下期稼働予定で王子製紙株式会社富岡工場に実証プラントを導入することを決定しました。

さらに、当社は、2015年5月に中越パルプ工業株式会社と業務提携および第三者割当引受を行いました。これにより同社を持分法適用会社とするとともに、輸入チップ共同調達に関する合弁会社、高級白板紙の生産に関する合弁会社、製袋事業に関する合弁会社を通じて、コスト合理化対策の実施および新規ビジネスエリアへの参入を進め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

(3)会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じることがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものいたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

④ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2014年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4)本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ
1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

桂 誠 (かつら まこと)

略歴

1948年2月3日生まれ
1971年4月 外務省入省
2004年7月 ラオス駐箚特命全権大使
2007年8月 フィリピン駐箚特命全権大使
2011年5月 退官
2013年6月 当社監査役
現在に至る。

※桂誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

北田 幹直 (きただ みきなお)

略歴

1952年1月29日生まれ
1976年4月 検事任官
2012年1月 大阪高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年3月 弁護士登録
2014年6月 当社監査役
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	103,880	112,951	354,828	△42,748	528,912
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,896		△9,896
親会社株主に帰属する当期純利益			15,257		15,257
自己株式の取得				△119	△119
自己株式の処分		△82		270	188
持分法適用会社の増加による自己株式の増加				△41	△41
持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
連結子会社の合併による増加			△371		△371
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△11			△11
土地再評価差額金の取崩			11		11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△93	5,002	109	5,018
当 期 末 残 高	103,880	112,857	359,830	△42,638	533,930

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	53,213	△346	5,059	76,457	△4,638	129,744	342	142,372	801,372
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△9,896
親会社株主に帰属する当期純利益									15,257
自己株式の取得									△119
自己株式の処分									188
持分法適用会社の増加による自己株式の増加									△41
持分変動に伴う自己株式の増減									△0
連結子会社の合併による増加									△371
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△11
土地再評価差額金の取崩									11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△27,896	△425	404	△35,088	△7,194	△70,199	△82	△5,193	△75,474
連結会計年度中の変動額合計	△27,896	△425	404	△35,088	△7,194	△70,199	△82	△5,193	△70,456
当 期 末 残 高	25,316	△771	5,463	41,369	△11,833	59,545	260	137,179	730,915

<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書（要約）

単位：百万円(単位未満切り捨て)

	第92期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第91期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	128,051	90,925
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,328	△165,549
財務活動によるキャッシュ・フロー	△89,762	77,380
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,513	2,285
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,553	5,042
現金及び現金同等物の期首残高	57,129	52,173
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	68	73
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△159
現金及び現金同等物の期末残高	47,643	57,129

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………176社（前連結会計年度末 173社）

主要な会社名：王子コンテナ㈱、王子マテリア㈱、森紙業㈱、王子ネピア㈱、王子エフテックス㈱、王子イメージングメディア㈱、王子グリーンリソース㈱、王子製紙㈱、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 3社 Oji Interpack India Pte. Ltd.、O&C ファイバートレーディング㈱及びエム・ピー・エム・王子エコエネルギー㈱の3社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(2) 非連結子会社の数……………121社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数……………20社（前連結会計年度末 19社）

主要な会社名：中越パルプ工業㈱、国際紙パルプ商事㈱、㈱ユポ・コーポレーション

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 2社 中越パルプ工業㈱は、当連結会計年度において第三者割当により発行した新株式及び処分した自己株式の全株式を引き受けたため、持分法適用の範囲に含めています。

O&C アイボリーボード㈱は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

(減少) 1社 Alpac Forest Products Inc. は、当連結会計年度において株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除いています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……………121社

関連会社…………… 53社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.他74社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、一部の連結子会社については定額法）

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 訴訟損失引当金

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画／社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金及び貸付金
商品スワップ	電力及び重油

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（9～14年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（9～17年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っています。金額が僅少なものについては発生年度に全額償却しています。

5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、これらの会計基準等の適用による連結計算書類への影響については、軽微です。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は84百万円であります。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「減損損失」は191百万円であります。

前連結会計年度において独立掲記していた「固定資産除却損」(当連結会計年度2,308百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は特別損失の「その他」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	736百万円
受取手形及び売掛金	2,732百万円
商品及び製品	1,649百万円
建物及び構築物	13,497百万円
機械装置及び運搬具	10,439百万円
土地	13,999百万円
植林立木	16,550百万円
投資有価証券	1,274百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	2,758百万円
その他	3,612百万円
計	67,250百万円

投資有価証券のうち連結子会社株式640百万円及び、長期貸付金のうち連結子会社貸付金2,758百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,004百万円
長期借入金	4,649百万円
支払手形及び買掛金	421百万円
計	11,074百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,421,044百万円
(減損損失累計額を含む)

3. 保証債務

フォレスト・コーポレーション東京支店	5,748百万円
PT. Korintiga Hutani	5,184百万円
その他	1,239百万円
計	12,171百万円

4. 税務訴訟等

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画/社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、訴訟損失引当金を計上していますが、外部法律専門家の意見に基づいて、個別案件ごとに発生リスクを検討した結果、係争になっているものの発生する可能性が高くないと判断し、引当金を計上していないものは、当連結会計年度末で、税務関連119,701千米ドル、労務関連4,385千米ドル及び1,774千リアルです。

5. 受取手形割引高

受取手形割引高	12,987百万円
受取手形裏書譲渡高	235百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

連結損益計算書に関する注記

1. 持分法による投資利益

中越パルプ工業株式会社の株式を引き受け持分法を適用したことに伴って発生した負ののれん相当額5,947百万円及びPT. Korintiga Hutaniののれん相当額の一部償却等3,820百万円（損失）を含んでいます。

2. 減損損失

主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
中国 南通市	事業用資産	機械装置等	56,641
ラオス ヴィエンチャン	事業用資産	植林立木	3,731

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている事業所や土地の時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に63,021百万円計上しています。

その内訳は、建物及び構築物8,626百万円、機械装置及び運搬具48,542百万円、植林立木3,949百万円、その他1,902百万円です。なお、このうち1,451百万円は、特別損失の事業構造改善費用に含めて計上しています。

中国南通市の事業用資産は市況の低迷等に伴い資産価値の再評価を行った結果、ラオスヴィエンチャンの事業用資産は事業環境の変化に伴い資産価値の再評価を行った結果、減損損失を計上しています。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定基準に基づき評価しています。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを3.00～6.55%で割引いて算定しています。中国南通市の資産の回収可能価額は国際財務報告基準に基づく公正価値により算定しており、当該公正価値は第三者の評価機関により算定されています。

3. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、王子製紙ネピア（蘇州）有限公司、王子製紙(株)春日井工場及び富岡工場の生産設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式

1,064,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式

75,807,429株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月15日 取締役会	普通 株式	4,948	5.0	2015年3月31日	2015年6月4日
2015年11月10日 取締役会	普通 株式	4,948	5.0	2015年9月30日	2015年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年5月27日 取締役会	普通 株式	4,950	利益 剰余金	5.0	2016年3月31日	2016年6月7日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

842,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

600円34銭

2. 1株当たり当期純利益

15円44銭

(期中平均株式数により算出しています。)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務や借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	43,968	43,968	—
(2) 受取手形及び売掛金	285,954		
(3) 短期貸付金	4,834		
貸倒引当金(*1)	△3,438		
	287,350	287,350	—
(4) 長期貸付金	5,337		
貸倒引当金(*2)	△1,620		
	3,716	3,774	57
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	6,165	6,195	29
② 関連会社株式	14,982	6,497	△8,485
③ その他有価証券	88,553	88,553	—
資産計	444,737	436,339	△8,397
(1) 支払手形及び買掛金	198,167	198,167	—
(2) 短期借入金	126,764	126,764	—
(3) コマーシャル・ペーパー	27,000	27,000	—
(4) 社債	140,020	141,770	1,750
(5) 長期借入金	483,948	494,877	10,928
負債計	975,901	988,579	12,678
デリバティブ取引(*3)	(230)	(230)	—

(*1) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格等によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額51,392百万円）は、(5) 長期借入金に含めています。

(4) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,020百万円）も含めています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）の対象とされており（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額51,392百万円）も含めています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(5) 長期借入金 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額46,878百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

取得による企業結合

1. 取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

2014年12月1日に行ったCarter Holt Harvey Pulp & Paper Limited（現社名：Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.）他7社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において次のとおりに確定しています。

修正科目	のれんの修正金額
のれん（修正前）	51,852 千NZ\$
取得金額の調整	1,518
有形固定資産	8,366
無形固定資産	600
繰延税金負債	△2,477
非支配株主持分	△3,203
修正金額合計	4,804
のれん（修正後）	56,657

重要な後発事象

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の数：50,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合：4.69%）
- (3) 消却予定日：2016年5月31日

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本															
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						自 株	已 式	株 資 合	主 本 計	
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金					益 金 計
							固 定 資 産 圧 縮 金	定 額 積 立 金	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	外 等 失 金						
当 期 首 残 高	103,880	108,640	1,351	109,991	24,646	17,935	432	101,729	34,383	179,128	△43,113	349,887				
当 期 変 動 額																
固 定 資 産 圧 縮 金 の 繰 入									-	-		-				
固 定 資 産 圧 縮 金 の 取 崩						△564			564	-		-				
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩							△145		145	-		-				
実効税率変更に伴う準備金の増加						420	6		△426	-		-				
剰余金の配当									△9,897	△9,897		△9,897				
当 期 純 利 益									2,170	2,170		2,170				
自己株式の取得										-	△119	△119				
自己株式の処分			△110	△110						-	275	164				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										-		-				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△110	△110	-	△143	△139	-	△7,443	△7,726	155	△7,681				
当 期 末 残 高	103,880	108,640	1,240	109,880	24,646	17,791	293	101,729	26,940	171,401	△42,957	342,206				

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
当 期 首 残 高	24,711	-	24,711	342	374,941
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 金 の 繰 入					-
固 定 資 産 圧 縮 金 の 取 崩					-
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩					-
実効税率変更に伴う準備金の増加					-
剰余金の配当					△9,897
当 期 純 利 益					2,170
自己株式の取得					△119
自己株式の処分					164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△4,712	△474	△5,186	△82	△5,269
当 期 変 動 額 合 計	△4,712	△474	△5,186	△82	△12,950
当 期 末 残 高	19,999	△474	19,524	260	361,991

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 ……………償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの ……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの ……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 ……………定率法
（リース資産を除く） ……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。
 - 無形固定資産 ……………定額法
 - リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。

3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 ……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 - 関係会社株式譲渡損失引当金……………関係会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
 - 債務保証損失引当金 ……………債務保証等による損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
 - 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。

4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理 ……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- 消費税等の会計処理 ……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- 連結納税制度の適用 ……連結納税制度を適用しています。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、これらの会計基準等の適用による計算書類への影響については、軽微です。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	290百万円
関係会社株式	640百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	2,758百万円
計	3,849百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	2,415百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	54,782百万円 (減損損失累計額を含む)
3. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	56,711百万円
関係会社に対する長期金銭債権	407,674百万円
関係会社に対する短期金銭債務	124,849百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円
4. 保証債務等	
江蘇王子製紙有限公司	14,922百万円
PT. Korintiga Hutani	5,184百万円
Sahakij Packaging Co., Ltd.	1,726百万円
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	1,584百万円
その他	7,447百万円
計	<u>30,864百万円</u>

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
関係会社に対する営業収益	29,423百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	14,100百万円
うち関係会社からの受取配当収入	11,454百万円
その他	3,868百万円
関係会社に対する営業費用	10,368百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,725百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	74,378,195株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

分割に伴う子会社株式	15,095	百万円
投資有価証券	8,301	
繰越欠損金	1,083	
退職給付引当金	823	
貸倒引当金	547	
繰延ヘッジ損益	200	
その他	1,438	
繰延税金資産小計	27,490	
評価性引当額	△10,035	
繰延税金資産合計	17,455	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,689	百万円
固定資産圧縮積立金	△7,863	
海外投資等損失準備金	△130	
その他	△279	
繰延税金負債合計	△16,963	
繰延税金資産の純額	491	百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△9,781	長期 貸付金	68,318
					資金借入 (借入増)	4,877	短期 借入金	4,877
					経営指導料	4,204	-	-
連結 子会社	森紙業㈱	間接：100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金借入 (借入増)	1,300	短期 借入金	13,800
連結 子会社	王子イメージ ングメディア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	16,900
					資金借入 (借入増)	3,490	短期 借入金	11,537
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△1,000	長期 貸付金	13,321
					資金借入 (借入増)	794	短期 借入金	9,878
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△3,223	長期 貸付金	26,309
							短期 貸付金	1,996
連結 子会社	王子製紙㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	199,224
					資金借入 (借入増)	3,486	短期 借入金	37,218
					経営指導料	4,722	-	-
					受取利息	2,437	-	-
連結 子会社	王子不動産㈱	間接：100.0%	当社役員が 兼任	当社の保有する 資産の活用 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△500	長期 貸付金	15,296
					資金借入 (借入増)	2,963	短期 借入金	3,159
連結 子会社	王子マネジメ ントオフィス ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係 間接業務の委託	人件費	4,236	-	-
					業務委託料	1,837	-	-
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接：100.0%	当社役員が 兼任	資金の援助	資金貸付 (貸付減)	△4,512	長期 貸付金	21,285

注1 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。

注2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- ② 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- ③ 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- ④ 王子マネジメントオフィス㈱からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 365円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円19銭 |

(期中平均株式数により算出しています。)

重要な後発事象

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の数：50,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合：4.69%）
- (3) 消却予定日：2016年5月31日

連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。